

## 平成24年10月 入札制度の一部改正について

### ① 格付方法の一部見直しをしています

『橋本市建設工事請負業者等級別格付要綱』

#### 第6条（等級別格付の調整）

前条の規定により格付する場合において、次の各号に掲げる者においては、当該各号に掲げる格付区分に格付するものとする。

<現 行>

(3) 平成18年度以降、本市の有資格者として新規登録を受ける者は、最下位の等級に格付するものとする。

(4) 平成18年度以降、本市の有資格者として新規登録を受ける者は、登録後3年間、前年の等級別格付等級より等級を上昇しないものとする。

(7) 市内に本店を置く有資格者であったが、その後登録がなく、再度同種希望業種の有資格者となった場合は、第3号及び第4号の規定を適用するものとする。

(8) 市内に本店を置く有資格者が前年度と希望業種を変更（追加）して有資格者となった場合、当該変更（追加）した希望業種については、第3号及び第4号の規定を適用するものとする。



<改正後>

(3)、(4) 同上

(7) 市内に本店を置く有資格者であったが、その後登録がなく、再度同種希望業種の有資格者となった場合は、第3号及び第4号の規定を適用するものとする。

ただし、過去3年の間に格付された実績がある場合は、この限りでない。

(8) 市内に本店を置く有資格者が前年度と希望業種を変更（追加）して有資格者となった場合、当該変更（追加）した希望業種については、第3号及び第4号の規定を適用するものとする。ただし、過去3年の間に追加した業種について格付された実績がある場合は、この限りでない。

(要点) 格付業者において、格付が継続せず空白年度が生じた場合で再度格付があった際には、従来新規登録扱いとしていたが、今後は過去3年以内に格付があれば新規登録扱いとせず、以前の格付の経歴を引き継げるよう改善した。

※「新規登録扱い」とは、市内業者登録1年目は予定価格400万円以上の入札には参加できない。また格付のある業種においては、総合評定値に関係なく3年間は最下位等級に格付される。

### ② 具体的な事例として

#### ●事例1・・・

・A業者が平成25年度格付で、新規に「土木一式」4等級に格付された。

<格付1年目>

・A業者は平成26年度も「土木一式」に格付申請し、4等級に格付された。

<格付2年目>

・しかし、平成27年度に格付申請しなかったため、この年は格付なしとなった。

<3年目は格付なし>

・A業者は平成28年度に「土木一式」に再度格付申請し、4等級に格付けされた。

<格付3年目>

※従来であれば、前年度格付がなかったため平成28年度は新規扱いとなり、土木一式4等級・格付1年目からの再スタートとなるところ、本改正後は過去3年（平成25年度～27年度）の間に格付されたことがあるため新規登録扱いとならず、前回の格付経歴を引き継ぐことができるようになる。

#### ●事例2・・・

・土木一式の格付のあるB業者が、平成25年度格付で「建築一式」にも申請し、3等級に格付された。 <建築一式・格付1年目>

・平成26年度、27年度も「建築一式」に格付申請し、「建築一式」で3等級に格付された。 <建築一式・格付2年目及び3年目>

・しかし、平成28年度及び29年度に土木一式の格付申請はしたが、「建築一式」の格付申請をしなかったため、この2年間は土木一式の格付のみとなった。

・B業者は平成30年度に「建築一式」に再度格付申請したところ、審査の結果「建築一式」の2等級に格付けされた。 <格付4年目>

※従来であれば、28年～29年度に建築一式の格付がないため、平成30年度は新規登録扱いとなり建築一式格付3等級1年目からの再スタートとなるところ、本改正後は3年前の経歴を引き継ぎ、建築一式格付4年目となることができるようになる。

●事例3・・・

- ・C業者が平成25年度格付で、新規に「造園」に登録申請し登録された。この年には4百万円未満の造園工事入札の指名を受けた。  
 <登録1年目>
- ・C業者は平成26年度も「造園」に登録申請し、「造園」に登録された。平成26年度には1千万円以上の造園工事の指名競争入札に参加することができた。  
 <登録2年目>
- ・しかし、C業者は平成27年度「造園」に登録申請をしなかったため、「造園」登録なしとなった。
- ・C業者は平成28年度に「造園」に再度登録申請したため、造園に登録された。この年にも1千万円以上の造園工事の指名競争入札があったが、C業者は指名を受け、入札に参加することができた。 <登録3年目>

※従来であれば、前年度登録がなかったため平成28年度は新規登録扱いとなり、新規登録した初年度は4百万円以上の造園工事入札の指名は受けることができないところ、本改正後は2年前までの登録の経歴を引き継ぎ、平成28年度は新規登録扱いとならずに4百万円以上(造園工事は等級区分がないため場合によっては1千万円以上)の造園工事入札に参加できるようになる。

●事例4・・・

- ・以前より「水道施設」の格付があるD業者は、平成25年度格付で「水道施設」2等級に格付された。
- ・しかしD業者は平成26、27、28年度は「水道施設」に格付申請しなかったため、3年間格付なしとなった。
- ・平成29年度に再度「水道施設」に格付申請したところ、「水道施設」3等級に格付された。この年に8百万円の水道施設工事入札があったが、D業者は参加できなかった。

※3年間格付がなかったため本要綱改正後であっても、平成29年度は新規登録扱いとなる。また初年度は予定価格4百万円以上の入札には参加できないこととなる。

<参考表>

事例1

A業者 土木一式

H25	H26	H27	H28
4等級 (400万未満)	4等級	格付登録なし	4等級
格付1年目	格付2年目	格付申請なし	格付3年目

事例2

B業者 建築一式

H25	H26	H27	H28	H29	H30
3等級 (400万未満)	3等級	3等級	建築格付 登録なし	建築格付 登録なし	2等級
建築格付 1年目 土木格付・有	建築格付 2年目 土木格付・有	建築格付 3年目 土木格付・有	建築格付 申請なし 土木格付・有	建築格付 申請なし 土木格付・有	建築格付 4年目 土木格付・有

事例3

C業者 造園

H25	H26	H27	H28
登録 (400万未満)	登録	登録なし	登録
登録1年目	登録2年目	登録申請なし	登録3年目

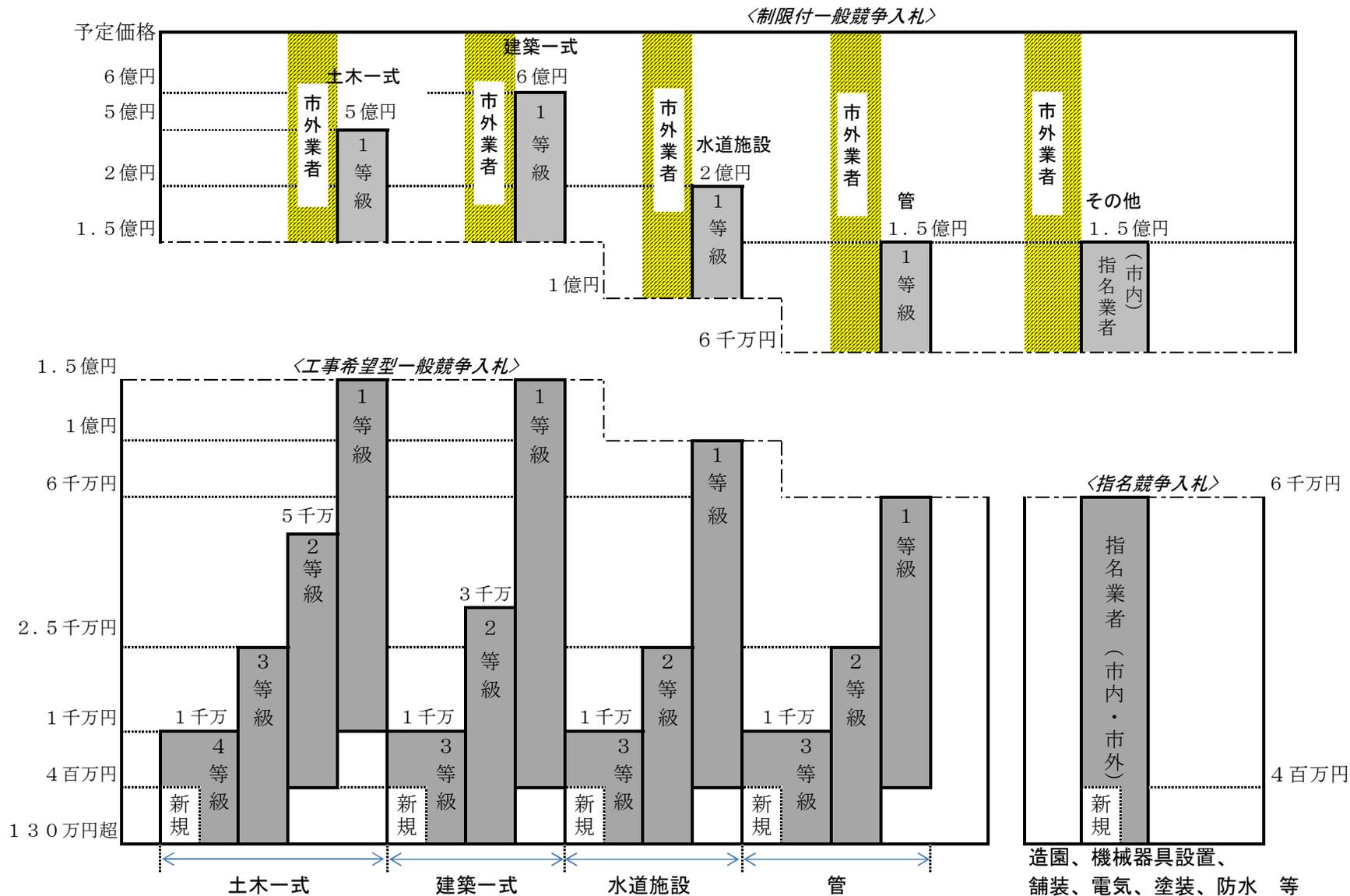
事例4

D業者 水道施設

H25	H26	H27	H28	H29
2等級	格付登録なし	格付登録なし	格付登録なし	3等級 (400万未満)
以前より格付 登録あり	格付申請なし	格付申請なし	格付申請なし	格付1年目

# 橋本市建設工事入札制度体系（略図）

※予定価格（設計価格）及び工事種別により入札方法が異なる



注1) 新規業者は登録1年目は予定価格400万円未満のみ。格付等級区分のある業種においては、新規登録から3年間は最下位等級。

注2) 予定価格600万円以上は特定建設業許可必要。